

世田谷区本庁舎等整備基本設計（案）

中間報告

平成30年9月 世田谷区

01. 本庁舎等整備の基本理念基本方針	……01
02. 設計コンセプト	……02
03. 計画条件・計画概要	……03
04. 配置計画	……04
05. 平面計画	…05～09
06. 断面計画	……10
07. 構造計画概要	…11～12
08. 電気設備・機械設備計画概要	……13
09. 外構計画（広場、植栽）	…14～15
10. 区民交流機能	……16
11. 防災計画	……17
12. 区民サービス	……18
13. 執務環境計画	……19
14. 環境計画	……20
15. 世田谷区民会館整備計画	……21
16. 今後の検討項目	……22

「世田谷区本庁舎等整備基本設計(案)中間報告」について

世田谷区では、本庁舎等整備に向けて、平成28年12月に策定した「世田谷区本庁舎等整備基本構想」、ならびに平成30年6月に策定した「世田谷区本庁舎等整備基本設計方針」に基づき基本設計を進め、今年度中に基本設計(案)の策定を予定しています。

このたび、基本設計の検討状況として、建物の配置、形状、平面計画ならびに構造、外構、電気・機械設備計画に加え、区民交流、防災、区民サービス、執務環境、環境計画、区民会館整備等に関する現在の区の考え方を「世田谷区本庁舎等基本設計(案)中間報告」としてまとめました。今後、開催する区民説明会等で皆さんのご意見を伺いながら、本年11月に「区民会館整備方針(案)」、をまとめ、12月に「区民会館整備方針」を策定し、平成31年2月には「基本設計(案)」をまとめていきます。

今後とも、基本設計、さらには実施設計の各段階で、ご意見を伺いながら検討を進め、21世紀半ばを長期にわたり区政を支える拠点となる本庁舎及び世田谷区民会館の整備を早期に実現します。

本庁舎等整備の基本理念

1. 基本理念

世田谷区の最上位計画となる「世田谷区基本計画(平成26年度～平成35年度)(副題:子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや)」では、次のような基本方針を示しています。

- 住民自治の確立－参加と社会的包摂－
- 環境と調和した地域社会の実現
- 自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進

これらを踏まえ、21世紀半ばを長期にわたり区政を支える拠点となる世田谷らしい本庁舎像とするため、次の3つを本庁舎等整備における基本理念とします。

《基本理念1》
地域内分権と住民自治を確立し、「参加と協働・交流」の区政を推進するための拠点としての庁舎

《基本理念2》
みどりに恵まれ、歴史に育まれた空間の広がりの中で環境と調和し、環境性能が高く災害に強い庁舎

《基本理念3》
都内最大の人口を有する身近な基礎自治体として自治権を拡充するとともに、主体的で独自性ある政策展開を支える庁舎

2. 将来を見据えた行政組織改革と本庁舎

本庁舎等を整備するにあたっては、世田谷区の将来を見据え、行政組織改革の推進を念頭に進めます。

- (1) 県レベルの大自治体でありながら、フラットな組織と透明性の確保
- (2) 縦割りから横つなぎへ、マッチングの推進
- (3) 地域・地区を重視した地域行政制度の推進、本庁と地域・地区の役割分担の見直し
- (4) 児童相談所の移管をはじめとした都区制度改革と自治権の拡充の推進

3. 基本理念を実現するための踏まえるべき視点

本庁舎等の基本理念を実現していくうえでは、以下に掲げる視点を踏まえることとします。

- (1) 区民自治と協働・交流の拠点としての本庁舎
- (2) 災害時の拠点としての本庁舎
- (3) これからの基礎自治体のあり方と本庁舎
- (4) これからの区民サービスのあり方と本庁舎
- (5) 執務環境の優れた創造的空間のあり方と本庁舎
- (6) 環境負荷を抑えた本庁舎
- (7) フレキシブルで長寿命・持続可能な本庁舎
- (8) 歴史に育まれた地域の環境と調和した本庁舎
- (9) 経済性とのバランスの取れた本庁舎

本庁舎等整備の基本的方針

本庁舎等整備の基本理念の実現に向け、以下の5つを基本的方針として、本庁舎等整備に取り組むこととします。

【基本的方針1】区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎

区民自治の拠点として、行政サービスの提供に留まらず、幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、区民が気軽に立ち寄り、多様な情報の共有や憩うことのできる区民に親しまれる庁舎を目指す。また、区民自治・交流を育んできた現庁舎等の空間特質を継承していく。

【基本的方針2】区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎

高い耐震性を確保し、災害時も十分に機能が発揮される建物とするとともに、災害対策本部として、区民の生命や財産を守るための機能を強化していく。また、セキュリティの確保にも配慮し、安全・安心な庁舎を目指す。

【基本的方針3】すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎

窓口サービスの利便性を高め、区民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎とするとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障害者、子ども連れの方や外国人など、利用される方の立場に立ったきめ細やかな配慮によって、すべての人にやさしい庁舎を目指す。

【基本的方針4】機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎

本庁機能の集約を図り、華美にならず、適正な執務空間を確保する。また、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報技術の高度化など、様々な変化に対応できる、機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎を目指すとともに、職員の働き方の改革に取り組んでいく。

【基本的方針5】環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎

建物のライフサイクルを通じたCO2の削減に向け、省エネルギー化を図るとともに、自然の恵みの積極的利用とエネルギーの有効活用、施設緑化など環境負荷低減策を可能な限り導入し、環境にやさしい庁舎を目指す。また、維持管理しやすい構造や材料の導入などにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を目指す。